

学校法人愛泉学園
堺女子短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

堺女子短期大学の概要

設置者 学校法人 愛泉学園
理事長 重山 香苗
学 長 重山 香苗
A L O 水谷 千秋
開設年月日 昭和 40 年 4 月 19 日
所在地 大阪府堺市堺区浅香山町 1-2-20

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
美容生活文化学科		150
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

堺女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和 7 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和 5 年 7 月 20 日付で堺女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神を「愛と真実の教育・情操豊かな女子教育」とし、教育理念を「教養豊かな自立的人間」の育成としており、ウェブサイト等で学内外に表明している。地域公開講座が実施され、地域・社会貢献が積極的に行われており、学生は各コースでの学びを生かした地域・社会貢献活動に取り組んでいる。

教育目的・目標は確立され、ウェブサイト等で学内外に表明している。建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標に基づき、三つの方針が一体的に策定されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、毎年自己点検・評価報告書を作成・公表している。

卒業認定・学位授与の方針は、学科及びコースごとに明確に策定されている。教育課程編成・実施の方針を踏まえて教育課程は編成されている。

教養教育は、文理双方のバランスを考慮して編成され、学生の満足度も高い。職業教育は実務家教員を中心とし、各コースに対応した実施体制を確立している。

入学者受入れの方針は卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応しており、学生募集要項やウェブサイトにも明記している。多様な形態の入学者選抜試験が行われ、入学者受入れの方針と対応した選考基準が設定されている。入学者受入れの方針を点検するために、高等学校からの意見を聴取している。

学習成果の獲得に向けて、教員は担当する授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を把握し、シラバスに示した成績評価基準により、学習成果を評価している。事務職員は、所属部署の職務を通して学習成果の獲得に貢献すべく、他部署や教員と連携しながら職務を遂行している。

学習支援は各コース担当教員を中心に、生活支援は学生委員会、各コース担当教員、学生課によって行われている。

就職支援はキャリア支援センターを設置し、専門職員が就職支援相談業務を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしている。短期大学設置基準に定める教員数が配置されるとともに、美容師や保育士の養成施設指定規則・基準に定められた有資格者の専任教員を適切に配置している。教員の採用や昇任については、規程に基づき適切に行われ

ている。専任教員の研究成果を発表する場として、「紀要」や「短大通信」を毎年発刊している。事務職員は学生と良好な関係を築いて、適切に職務を遂行している。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。図書館には、図書とともに視聴覚資料が多数整備され、DVD 視聴のための個別ブースや部屋が設置されている。学内無線アクセスポイントの整備を行うとともに、学生の情報技術向上のための支援を図っている。

経理規程や固定資産及び物品管理規程に基づき、施設設備や貯蔵品等の維持管理が適切に行われている。防災対策として、防災訓練を学生・教職員を対象に実施している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっているが、学校法人全体では過去 1 年間で支出超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念を理解し、適切にリーダーシップを発揮して、学校法人を代表し業務を総理している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は理事長が兼務しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。ただし、評価の過程で、学則及び教授会規程における教授会の役割が学校教育法にのっとって規定されていない、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、会計監査人とも連携して、学校法人の財産の状況及び会計業務を適宜監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会、評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、私立学校法及び寄附行為の評議員会の規定に従って運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報の公表、私立学校法に定められた情報について、適切にウェブサイトにて公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- コースでの学びを実践する場としてビューティーメイクコースの学生が就職活動を再開しようとする女性を対象に行うビジネスメイクセミナーや、幼児教育コースの学生が子どもたちにヘアゴムづくりやヘアアレンジの指導をする活動など、各コースでの学びを生かした地域・社会貢献活動が行われている。これらの活動は授業に組み込まれており、社会的な意義があるものであるとともに、学生の視野を広げ、人間的成長を促すものとして有効である。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 理事長は、学長及び系列の中学校・高等学校の校長を兼務し、学校法人全体の業務を総理するとともに、短期大学の向上・充実に向けて教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。高「短」連携を推進し、収容定員の充足に大きく貢献している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業認定・学位授与の方針と学習成果を共通するものとしているが、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学則第 27 条には「1 年次の履修登録における単位の上限を別に設け、これを超えて登録することはできないものと定める」と規定されているが、その上限単位数については学則及び他の規程には定められておらず、「学生生活の手びき」に示されているだけである。「単位の実質化」の観点から、2 年生も含めて上限単位数について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD 活動及び SD 活動については、それぞれ委員会を設置し、企画及び実施することとしているが、令和 5 年度の FD 研修会の開催は 1 回だけであり、全員が参加する SD 研修会は開催されていない。今後は、教育活動の改善・向上を図る多様な FD 活動、教学運営に必要な資質・能力の向上を図る多様な SD 活動を組織的・計画的に実施するこ

とが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、運用資産に比べて外部負債が多く、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっているが、学校法人全体では過去 1 年間で支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 5 月開催の評議員会及び理事会において、決算に係る書類として収支計算書及び事業報告書を提出して決算の審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業報告書の記述がない。また、3 月末開催の評議員会への諮問及び理事会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がない。このため、議事録作成の不備について改善が望まれる。
- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法第 37 条第 3 項が求める「理事の業務執行状況」に関する監査について記載されていないため、理事の業務執行状況について監査を行い、監査報告書へ記載する必要がある。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学則及び教授会規程における教授会の役割が学校教育法にのっとり規定されていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。
- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 49 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神を「愛と真実の教育・情操豊かな女子教育」とし、それを通じて「教養豊かな自立的人間」の育成を教育理念としており、ウェブサイト、募集要項、学内電光掲示板、広報紙等で学内外に表明している。建学の精神に基づいて、地域公開講座が実施され、教学の内容を地域・社会に普及啓発する活動を行うなど、地域・社会貢献が積極的に実施されている。ビューティーメイクコースが堺マザーズハローワークとコラボして開催する、就職活動を再開しようとしている女性を対象にしたビジネスメイクセミナーや、幼児教育コースの学生が子どもたちにヘアゴムづくりやヘアアレンジの指導をする活動など、各コースでの学びを生かした活動が取り込まれ、これらの活動は「さかいSDGs推進プラットフォーム」の活動として継続されている。

教育目的は学則に明示され、実質的、具体的な概念である教育目標として確立され、ウェブサイト等で学内外に表明している。学習成果は学科及び5つのコース毎に定めているが、卒業認定・学位授与の方針と共通するものとなっている。学習成果はコース等のカリキュラムを履修した結果、学習者が知り、理解し、行い、実演できるようになると期待される内容を言明したものであり、学習成果を獲得させるために三つの方針は策定されるものである。したがって、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

建学の精神、教育理念、教育目的及び教育目標に基づき三つの方針が一体的に策定され、ウェブサイト等で学内外に表明されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備して定期的に活動を行い、毎年自己点検・評価報告書を作成し、ウェブサイト等で公表している。しかしながら、自己点検・評価活動に、全教職員が各コース、各種委員会、各部課等で当事者として参画し、全教職員で内部質保証を推進する仕組みを構築することが課題である。学習成果の獲得状況を査定するためにアセスメントポリシーが学科及び各コースに作られているが、収集・評価するデータが示されているだけなので、それをどのような観点及び基準で評価し、どのように教学の改善に活用するのかを示したアセスメントポリシーへと更新することが求められる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科及びコースごとに明確に策定されている。教育課程編成・実施の方針は学科及びコースごとに策定され、卒業認定・学位授与の方針に対応した内容となっている。CAP 制について、学則第 27 条には「1 年次の履修登録における単位の上限を別に設け、これを超えて登録することはできないものと定める」と規定されているが、その上限単位数については学則及び他の規程には定められておらず、「学生生活の手びき」に示されているだけである。単位の実質化の観点から、2 年生も含めて上限単位数について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。また、シラバスの一部の科目において成績評価の方法に出席点があるなど、記載方法や内容にばらつきが見られることから、組織的なチェック体制を機能させていくことが望まれる。

教養教育は、学科主任、コース主任を中心に文理双方のバランスを考慮して編成され、深く広い教養を身につけられる科目を開講しており、学生の満足度も高い。

職業への接続を図る職業教育において、実務家教員を中心とし、各コースに対応した実施体制を確立している。職業教育の効果を測定・評価するため、就職率、就職先からのアンケートを実施し、それに基づく改善を行っている。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応しており、学生募集要項に明記されている。多様な形態の入学者選抜試験が行われ、入学者受入れの方針と対応した選考基準が設定されている。入学者受入れの方針を点検するために、高等学校からの意見を聴取している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と共通のものとして明示されている。より、具体性があり、測定可能なものにする課題がある。学習成果の獲得状況を査定するためのアセスメントポリシーには量的・質的に評価するために用いるデータが示されているが、評価の観点及び基準を明確にし、これらを教学の改善に活用するための仕組みを確立していくことが課題である。

学生の卒業後評価への取組みとして、就職先アンケートを実施し、卒業生の評価を聴取している。

学習成果の獲得に向けて、教員は担当する授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を把握し、シラバスに示した成績評価基準により、学習成果を評価している。事務職員は、所属部署の職務を通して学習成果の獲得に貢献すべく、他部署や教員と連携しながら職務を遂行している。学習成果の獲得に向けた学習支援は、各コースの担当教員を中心に行っている。

学生の生活支援は、教員と学生課職員で構成される学生委員会による組織的支援、コース担当教員による個別支援、学生生活全般を支援するための学生課による取組みで行われている。学生食堂では在學生に無料のランチを提供している。学生ラウンジ、DVD 鑑賞ルーム、ジェットバス・ルーム、レクリエーション・ルーム、広いパウダールーム室等を設置し、キャンパス・アメニティを充実させている。

就職支援はキャリア支援センターを設置し、専門職員を置いて、就職支援相談業務を行っている。コースの担当教員、キャリア支援センターの職員が連携し、就職試験対策等の支援を行っている。学生の就職先の声をもとに「接客マナー」、「接客マナー演習」を開講し、学生のビジネスマナー、就職活動に対する意識の向上を目指している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしている。1 学科 5 コースに、短期大学設置基準に定める教員数が配置されるとともに、美容師や保育士の養成施設指定規則・基準に定められた有資格者の専任教員を適切に配置している。専任教員の研究成果を発表する場として「紀要」や「短大通信」を毎年発刊している。教員の採用や昇任については、人事委員会規程や資格審査委員会規程、職員規程・任用昇格細則等に基づき適切に行われている。事務職員は学校法人本部の職員と短期大学の職員がおり、学生と良好な関係を築いて、適切に職務を遂行している。教職員の就業に関しては、諸規程の整備とともに、タイムカードによる出退勤管理や有休休暇の取得対応が適切に行われている。なお、「副学長」職に関する規程が必要である。FD 活動及び SD 活動については、それぞれ委員会を設置し、企画及び実施することとしているが、令和 5 年度の FD 研修会の開催は 1 回だけであり、全員が参加する SD 研修会は開催されていないため、組織的・計画的に実施することが望まれる。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。校舎の耐震化を行うとともに、実習棟、教養棟を新たに建築し、最新の施設・設備の整備及びバリアフリー化を図っている。図書館には、学生の学習支援のための図書とともに、視聴覚資料が多数整備され、DVD 視聴のための個別ブースや部屋が設置されている。経理規程や固定資産及び物品管理規程に基づき、施設設備や貯蔵品等の維持管理が適切に行われている。また、防災対策として、防災訓練を学生・教職員対象に実施している。情報管理についてはサーバーのクラウド化によるデータ保持など、セキュリティ対策が行われている。

学生の学習成果の獲得のために、技術的支援や施設・設備の向上・充実を図っており、クラウドサービスの学生登録や施設内での Wi-Fi アクセスポイントの整備を行うとともに、学生の情報技術向上のための支援を行っている。

財務状況について、運用資産に比べて外部負債が多く、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっているが、学校法人全体では過去 1 年間で支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、専務理事・理事長・学長等を歴任し、今日まで 30 余年にわたって学校法人の発展に携り、建学の精神・教育理念を理解し、適切にリーダーシップを発揮して、学校法人を代表し業務を総理している。理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、理事長が兼務しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。なお、学則及び教授会規程における教授会の役割が学校教育法にのっとって規定されていなかった点、また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

5月開催の評議員会及び理事会において、決算に係る書類として収支計算書及び事業報告書を提出して決算の審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業報告書の記述がない。また、3月末開催の評議員会への諮問及び理事会において、予算に係る書類として収支予算書及び事業計画を提出して次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録には提出した書類の名称や事業計画書の記述がない。このため、議事録作成の不備について改善が望まれる。

監事は、学校法人の財産の状況について、会計監査人とも連携して、適切な会計業務が執行されているかを適宜監査している。監事は毎月、適宜会計帳簿類を閲監し、理事会、評議員会には必ず出席して必要に応じて意見を述べている。さらに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会、評議員会に提出している。しかしながら、監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、学長、法人職員、卒業生、学識経験者、理事の互選から構成されている。評議員会は、私立学校法及び寄附行為の評議員会の規定に従って運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報の公表、私立学校法に定められた情報について、適切にウェブサイト上で公表・公開されている。